

滞在地での不在者投票の手続について

(参議院議員通常選挙)

選挙の期間中、仕事や旅行などで四條畷市以外の場所に滞在する人は、四條畷市選挙管理委員会に対して投票用紙等の請求を行い、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

- ① 本人の自書で「不在者投票宣誓書・請求書」を記載し、四條畷市選挙管理委員会に郵送または持参(代理者でも可)してください。

※ 四條畷市の選挙人名簿に記載されている方に限ります。

※ 『不在者投票宣誓書・請求書』は四條畷市のホームページからダウンロードできます。

※ メールやFAXによる書類の受け付けはできません。

郵送先 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 四條畷市役所 選挙管理委員会事務局



- ② 四條畷市選挙管理委員会から、滞在先の住所に「投票用紙等」を郵送します。



- ③ 投票用紙等が送られてきたら、滞在地の選挙管理委員会に持参し、投票を行ってください。

投票は、7月4日(金) から 同月19日(土) までの期間行うことができます。

※ 投票の受付時間は、あらかじめ滞在地の選挙管理委員会にご確認ください。

※ 自宅で投票用紙に記入したり、不在者投票証明書の封筒を開封したりすると不在者投票ができなくなりますので、ご注意ください。

※ 投票は郵送にかかる時間を考慮のうえ、投票用紙等が届いたら早めに行ってください。



- ④ 投票した後は、滞在地の選挙管理委員会から四條畷市へ投票用紙が郵送されます。